別記様式第１号（第２条関係）

|  |
| --- |
| 事業税不均一課税申請書 年　　月　　日　　　栃木県　　　県税事務所長　様申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所（所在地） |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名名称、代表者名及び法人番号 |  | 　　　　 　 |
| 　　栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第２条の規定による事業税の不均一課税の適用を受けたいので申請します。 |
| 不均一課税の要件 | 新設又は増設した特定業務施設 | 所在地 | 　 |
| 施設の区分 | 本店　・　事務所（　　　　　）・　研究所　・　研修所 |
| 減価償却資産の取得価額の合計額 | 円 |
| 取得年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 事業の用に供した年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 計画認定年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 中小事業者、中小企業者等の判定 | 該当する　・　該当しない |
| 不均一課税適用額等 | 年又は事業年度及び申告区分 | 年　　月　　日から年　　月　　日まで | 　確定・修正 |
| （該当する文字を○で囲むこと。） |
| 区　　　分 | 本県における課税標準額① | 不均一課税の適用を受ける額 | 不均一課税の適用を受けない額 | 算出税額④+⑦⑧ |
| 課　税標準額①×⑨　② | 税率③ | 税額②×③　 ④ | 課　税標準額①－②⑤ | 税率⑥ | 税額⑤×⑥⑦ |
| 所　得　金　額 | 法人 | 年400万円以下の金額 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 年400万円を超え800万円以下の金額 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 年800万円を超える金額又は軽減税率不適用分の金額 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 個人 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 収入金額 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 不均一課税適用前の税額　 | 円 |
| 不均一課税適用後の税額　⑧の計 | 円 |
| 不均一課税適用額の算出に必要な基礎数値 | 別添のとおり | 不均一課税適用率　⑨ | 　 |

　記載要領

　　１　この申請書には、次の書類を添付すること。

　　（１）　地方活力向上地域特定業務施設整備計画及び当該計画が認定になったことを称する書類

（２）　附表（その１）「不均一課税の基礎数値」表

　　（３）　次のいずれかに該当する場合には、それぞれ次に掲げる書類

　　　　 ア　当期新増設がある場合の確定申告分について不均一課税の適用を受けようとする場合

　　　　　（ア）　附表（その２）「当期に新増設した生産設備等の取得価額等」表

　　　　　（イ）　税務官署に提出した当期新増設設備に係る「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し

　　　　 イ　修正申告分について不均一課税の適用を受けようとする場合　附表（その３）「不均一課税申請額の計算」表

　　（４）　附表（その１）の「不均一課税適用率」の欄の２以上に記載のある場合には、附表（その３）「不均一課税申請額の計算」表は附表（その１）に記載されている不均一課税適用率ごとに作成すること。なお、この場合は、申請書の「不均一課税適用率」の欄は、斜線を引くこと。

　　２　「不均一課税の要件」の欄は、次により記載すること。

　　（１）　所在地　新増設設備の所在地を記載すること。なお、所在地の地番が２以上ある場合は、そのうちのいずれか１の地番を記載すること。

　　（２） 施設の区分　特定業務施設の用途で該当するものを○で囲むこと。事務所を移転した場合は、（　）に当該施設を使用する部門を記載すること。

　　（３）　取得年月日　取得した設備が２以上ある場合は、最も早く取得した設備について記載すること。

　　（４）　事業の用に供した年月日　事業の用に供した設備が２以上ある場合は、最も早く事業の用に供した設備について記載すること。

　　（５）　中小事業者、中小企業者等の判定　申請者が中小事業者（租税特別措置法第10条第８項第６号）、中小企業者（租税特別措置法第42条の４第19項第７号）及び中小通算法人（法人税法第66条第６項）に該当するか否かを○で囲むこと。

　　３　「不均一課税適用前の税額」の欄は、次により記載すること。

　　（１）　確定申告分について不均一課税の適用を受けようとする場合は、確定申告書に記載した合計事業税額（法人事業税の場合は、所得割又は収入割に限る。）を記載すること。

　　（２）　修正申告分について不均一課税の適用を受けようとする場合は、当該修正申告に基づく増差税額と当該修正申告の直前までの不均一課税適用前の税額（法人事業税の場合は所得割又は収入割に限る。）の合計額を記載すること。

　　（３）　「課税標準額」に1,000円未満の端数があるとき、「税額」に100円未満の端数があるときは、これらを切り捨てること。また、税額が100円未満であるときは、その税額を切り捨てること。

附表（その１）不均一課税の基礎数値

◎特別償却設備に係る従業者数（電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業及び軌道事業以外の業種に係る所得又は収入金額の場合）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業年度　項目 | 年　　　月　　　日から　　　年　　　月　　　日まで |
| 月末 | 月末 | 月末 | 月末 | 月末 | 月末 | 月末 | 月末 | 月末 | 月末 | 月末 | 月末 | 計 | 分割基準適用後の事業年度末日現在の数値 | 摘要 | 備考 |
| 新設し、又は増設した特別償却設備に係る従業者数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |  (ａ) | 　 |  |
| 県内に有する事業所等に従事する従業者で上記の欄に掲げる者以外の数 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | (ｂ) | 　 | 　 |
| 不均一課税適用率 |  | 計算式　　 |

(注)　１　「新設し、又は増設した特別償却設備に係る従業者数」とは、当該新設し、又は増設した設備において事務等に従事する者であること。

　　　　２　「県内に有する事業所等に従事する従業者で上記の欄に掲げる者以外の数」とは、県内に有する事業所等に従事する従業者の総計から、適用対象となる新設し、又は増設した設備に係る従業者数を控除した数であること。

　　　　３　 (a)及び(b)については、地方税法第72条の48に規定する分割基準の例によること。

　　　　４　「不均一課税適用率」については、小数第３位未満の端数を四捨五入すること。

◎特別償却設備に係る固定資産の価額（電気供給業、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額の場合）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業年度項目 | 年　　月　　日から年　　月　　日まで |
| 新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額 | (１) |
| 県内に有する事業所等の固定資産の価額 |  (２) |
| 不均一課税適用率 | (１)／(２) |

◎特別償却設備に係る軌道の延長キロメートル数（鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額の場合）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業年度項目 | 年　　月　　日から年　　月　　日まで |
| 新設し、又は増設した軌道のうち特別償却設備に係る軌道の延長キロメートル数 | (イ) |
| 県内に有する軌道の延長キロメートル数 | (ロ) |
| 不均一課税適用率 | (イ)／(ロ) |

附表（その２）

当期に新増設した特別償却設備の取得価額等

|  |  |
| --- | --- |
| 年又は事業年度 | 　・　・　から　・　・　まで |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設備の別 | 取得年月日 | 取得価額 | 期末価額 | 耐用年数 | 特別償却の有無 | 備考 |
| 種類 | 細目 |
| 　 | 　 | ・　・ | 円 | 円 | 年 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | ・　・ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | ・　・ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | ・　・ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | ・　・ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | ・　・ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | ・　・ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | ・　・ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | ・　・ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | ・　・ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | ・　・ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | ・　・ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | ・　・ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | ・　・ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | ・　・ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | ・　・ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | ・　・ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | ・　・ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | ・　・ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 合計 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

　記載要領

　 １　地域再生法（平成17年法律第24号）第５条第４項第４号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業の用に供する設備を構成する減価償却資産で所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第６条第１号から第７号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第１号から第７号までに掲げるものについて記載すること。

　　２　「設備の別」の欄の「種類」及び「細目」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の別表の種類及び細目の欄に掲げる区分に従って記載すること。

　 ３　「特別償却の有無」の欄は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条の４の２第１項又は第42条の12第１項の規定による特別償却の有無について記載すること。

附表（その３）

不均一課税申請額の計算

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 不均一課税適用率 |  |
| 申告区分 | 所得金額等の区分 | 本県における課税標準額 | 不均一課税の適用を受ける額 | 不均一課税の適用を受けない額 | 算出税額 |
| 課税標準額 | 税率 | 税額 | 課税標準額 | 税率 | 税額 |
| 修正申告① | 法人の所得金額 | 年400万円以下の金額 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 年400万円を超え800万円以下の金額 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 年800万円を超える金額又は軽減税率不適用分の金額 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 個人の所得金額 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 収入金額 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 確定申告② | 法人の所得金額 | 年400万円以下の金額 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 年400万円を超え800万円以下の金額 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 年800万円を超える金額又は軽減税率不適用分の金額 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 個人の所得金額 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 収入金額 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 差引①―② | 法人の所得金額 | 年400万円以下の金額 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 年400万円を超え800万円以下の金額 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 年800万円を超える金額又は軽減税率不適用分の金額 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 個人の所得金額 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 収入金額 |  |  |  |  |  |  |  |  |

　記載要領

　 １　「不均一課税の適用を受ける額」の「課税標準額」の欄は、「本県における課税標準額」に「不均一課税適用率」を乗じて得た額を記載すること。また、「税率」の欄は、栃木県県税条例で定める税率に栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第２条に規定する年又は事業年度の区分のうち該当する区分の割合を乗じた税率を記載すること。

　　２　確定申告分について不均一課税の適用を受けようとする場合には、②の欄のみ記載すること。

　　３　「課税標準額」に1,000円未満の端数があるとき、「税額」に100円未満の端数があるときは、これらを切り捨てること。また、税額が100円未満であるときは、その税額を切り捨てること。